

容器包装廃棄物の分別収集計画

(第6期)

平成22年6月作成

新庄村

目 次

1 . 計画策定の意義	2
2 . 計画の基本的方向	2
3 . 計画の期間	2
4 . 計画の対象品目	2
5 . 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6 . 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	3
7 . 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8 . 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省 令で定める物の量の見込み	5
9 . 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省 令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10 . 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11 . 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12 . その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ最終処分については外部に依存しているのが現状である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、村民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量が行われ、資源の有効利用が図られ、循環社会の形成が図られるものである。

2. 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制と資源の有効利用を基本とした資源循環社会を目指す
- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルの推進
- ・村民等、すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3. 計画の期間

本計画の期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

単位：t

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	93	93	93	93	93

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、村民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により村民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、当村環境衛生推進委員会によるリサイクル活動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場において副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、村民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ゴミの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定を行い、包装の簡素化を推進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

本村における最終処分場の残余年数、資源化センターでの資源化及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度合い、市の施設、収集体制、収集機材等を勘案して収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装		缶
主としてアルミニウム製の容器包装		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	ガラスびん
	その他のガラス製容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器包装		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てるためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(白色トレイを含まない)		プラスチック容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

単位：t

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主として鋼製の容器包装	1		1		1		1		1	
主としてアルミニウム製の容器包装	1		1		1		1		1	
	(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3	
無色のガラス製容器	(引渡) 0	(独自処理) 3	(引渡) 0	(独自処理) 3	(引渡) 0	(独自処理) 3	(引渡) 0	(独自処理) 3	(引渡) 0	(独自処理) 3
	(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4	
茶色のガラス製容器	(引渡) 0	(独自処理) 4	(引渡) 0	(独自処理) 4	(引渡) 0	(独自処理) 4	(引渡) 0	(独自処理) 4	(引渡) 0	(独自処理) 4
	(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1	
その他のガラス製容器	(引渡) 1	(独自処理) 0	(引渡) 1	(独自処理) 0	(引渡) 1	(独自処理) 0	(引渡) 1	(独自処理) 0	(引渡) 1	(独自処理) 0
	(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3	
主として段ボール製の容器包装	3		3		3		3		3	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(白色トレイは含まない)	(引渡) 0	(独自処理) 1	(引渡) 0	(独自処理) 1	(引渡) 0	(独自処理) 1	(引渡) 0	(独自処理) 1	(引渡) 0	(独自処理) 1
	(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1	

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1,042人 (対前年度比) 100%	1,042人 (対前年度比) 100%	1,042人 (対前年度比) 100%	1,042人 (対前年度比) 100%	1,042人 (対前年度比) 100%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

PTA が年3回段ボール、缶、ガラスびん、ペットボトル等の集団回収を実施している。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	アルミ	缶	真庭市による定期収集	真庭市
	スチール			
びん	無色ガラス	ガラスびん		
	茶ガラス	ガラスびん		
	その他のガラス	ガラスびん		
紙	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	〃	〃
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック容器包装	〃	〃

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
アルミ	缶	袋	真庭市による 定期収集	真庭市委託	
スチール					
無色ガラス					びん（無色）
茶色ガラス					びん（茶色）
その他のガラス					びん（その他）
段ボール	段ボール	縛る	〃	〃	
PETボトル	ペットボトル	袋	〃	〃	
その他プラスチック製容器包装	プラスチック容器包装	袋	〃	〃	

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

村民の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、各地区村民の委員で構成された環境衛生推進委員会を設置し、推進体制を整備する。

また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、環境衛生推進委員制度を導入し、各地区に1人ずつ配置する。

PTAが実施している廃品の回収について、容器包装廃棄物の分別収集を趣旨とした取組として各地区の協力促進を要請する。

(参考資料)

容器包装廃棄物の算出根拠

1. ごみ発生量の見込み

一般廃棄物の年間排出量の見込みは、村民1人1日当たりのごみ排出量を1,089g(参考:環境省「環境統計集 一般廃棄物 1人1日当たりの排出量の推移」とし、

$$\text{年間排出量} = 1,089 \text{ g} \times 365 \text{ 日} \times \text{人口}$$

で集計した。

2. 容器包装廃棄物の排出量の見込み

容器包装廃棄物の排出量の見込み量は、上記一般廃棄物年間排出量に容器包装廃棄物比率の22.8%(参考:市町村分別収集計画策定の手引き 六訂版)を乗じたもとした。